

毎週火、金曜日発行（但し休日に当るときは翌日）
昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

次

◇教委規則 鳥取県教育委員会表彰規程等の一部改正

- 鳥取県立高等学校通信教育規則
- 図書館設置、廃止及び設置者変更報告（届出）規則等の一部改正
- 鳥取県教育委員会職員健康管理規則の一部改正
- 学校医公務災害補償に関する規則

教育委員会規則

鳥取県教育委員会表彰規程等の一部を改正する規則を
ここに公布する。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者

井 上 健 治

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県教育委員会表彰規程（昭和二十四年七月

する規則

第一条 鳥取県教育委員会表彰規程（昭和二十四年七月
鳥取県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように
改正する。

第一条第一号中「教育委員会事務局職員（雇、傭人
を含む、以下職員という）及び学校教職員（以下教職
員という）」を「県教育委員会事務部局の職員（以下
「職員」という。）並びに県立学校教職員及び県費負
担教職員（以下「教職員」という。）」に改める。

第二条 鳥取県立図書館規程（昭和三十一年七月鳥取県
教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正す
る。

第十六条を削る。

第三条 鳥取県立科学博物館規程（昭和三十一年七月鳥
取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正
する。

00294

第十五条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等学校通信教育規則をここに公布する。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者

井 上 健 治

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県立高等学校通信教育規則

目 次

第一章 総則(第一条)

第二章 実施校の名称、位置、生徒定員及び実施区域

(第二条～第四条)

第三章 教育課程及び学習指導(第五条～第十条)

第四章 試験及び単位の認定等(第十一条～第十五条)

第五章 職員の組織(第十六条～第十八条)

第六章 入学、併修、転学及び退学等(第十九条～第二十一条)

三十条)

第七章 受講料、入学料及びその他の費用徴収(第三

十一条・第三十二条)

第八章 賞罰(第三十三条～第三十五条)

第九章 雜則(第三十六条～第三十七条)

附 則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立高等学校において行う通信教育に關し、他の法令に特別の定があるもののほか、管理運営上の必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 通信教育を行なう高等学校(以下「実施校」といふ。)の名称、位置、生徒定員及び通信教育の実施区域は、別表一のとおりとする。ただし、実施区域につ

第二章 実施校の名称、位置、生徒定員
及び実施区域

(実施校の名称及び位置等)

第三条 実施校において履修できる教科科目及び単位数(履修できる教科科目及び単位数)

第四条 実施校において履修できる教科科目及び単位数(履修できる教科科目及び単位数)

第五条 実施校において履修できる教科科目及び単位数(履修できる教科科目及び単位数)

第六条 通信教育の教科科目、教科科目の単位数、添削指導の回数及び面接指導の時間数若しくは回数並びに特別教育活動の時間数は、学習指導要領の基準により

第七条 教科科目の履修期間は、それぞれの教科科目につき六月以上一年以内とする。

いては、通信教育を受講する生徒(以下「生徒」といふ。)に居住地、勤務地の変動その他特別な事由があり実施校の校長(以下「校長」という。)が適當と認められたときは、この限りでない。

(協力校の指定)

第三条 実施校の行う通信教育について当該実施校に協力させるため、実施校以外の高等学校を協力校として置くものとする。

2 協力校は、校長の定めるところにより実施校の行う通信教育の一部を担当するものとする。

3 第一項に規定する協力校は、鳥取県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に指定する。

(修業年限)

第四条 通信教育により高等学校の卒業資格を得ようとする者の修業年限は、四年以上とする。ただし、校長

が相当令に達し相当学力があると認めるときは、この限りでない。

第三章 教育課程及び学習指導

- (教育課程等)
- 第六条 通信教育の教科科目、教科科目の単位数、添削指導の回数及び面接指導の時間数若しくは回数並びに特別教育活動の時間数は、学習指導要領の基準により
- 校長が教育委員会の承認を受けて定めるものとする。
- 2 受講する生徒が著しく少数である教科科目については、校長は教育委員会の承認を受けて一時開講を中止することができる。
- (教科科目の履修期間)

第八条 実施校は、一定の教育計画のもとに、生徒に教科書、通信教育用学習書、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)による放送その他の教材等を使用又は利用して学習させ、並びに添削指導及び面接指導により学習の指導を行うものとする。

第九条 添削指導は、教科科目について学習区分ごとの報告課題につき生徒に学習報告書を提出させ、これを添削して行うものとする。

2 生徒は、病気その他特別の事由により二月以上にわたり学習報告書の提出ができないときは、学習報告書延期願(第一号様式)を校長に提出してその許可を受けなければならない。

3 校長は、生徒が正当の事由なく三月以上学習報告書を提出しないときは、当該教科科目の受講を停止させ、又は正当の事由なく六月以上学習報告書を提出しないときは、当該生徒を除籍することができる。

第十条 面接指導は、教科科目及び特別教育活動について、実施校、協力校その他教育上適切な場所を選定し、

生徒と面接して指導するものとする。

2 校長は、生徒が正当の事由なく三月以上面接指導の受講を怠ったときは、当該教科科目の受講を停止させ、又は正当の事由なく六月以上面接指導の受講を怠ったときは、当該生徒を除籍することができる。

(試験)

第十二条 単位の認定を受けようとする生徒は、中間試験及び終末試験を受けなければならない。

2 前項の中間試験は、教科科目の学習の中途において所定の単元を履修した生徒に、終末試験は教科科目の全体にわたり所定の学習報告書を提出し、かつ、所定の面接指導に出席した生徒についてこれを実施するものとする。

3 中間試験及び終末試験の実施方法その他必要な事項は、校長が定める。

(単位の認定)

第十二条 校長は、生徒が教科科目を履修しその成果が

当該教科科目の目標に到達したと認めるときは、その教科科目について所定の単位を修得したことと認定するものとする。

2 前項の単位の認定は、教科科目ごとに当該生徒の添削指導、面接指導、中間試験及び終末試験並びに平素の学習成績を総合的に審査して行うものとする。

3 前二項の規定により単位の認定ができなかつた教科科目については、補講その他適切な指導を実施し、学習報告書、試験等の方法により成績評価を行い、総合的に審査して単位を追認することができる。(年間の修得単位数)

第十三条 生徒が通信教育によつて一年間に修得できる教科科目の単位数の合計は、二十四単位以内とする。

2 生徒が定期制の課程との併修により一年間に修得できる教科科目の単位数の合計は、定期制の課程において修得する単位数とあわせて三十単位をこえてはならない。

3 前二項の規定にかかわらず、修得単位数については

校長が通信教育の特殊性を考慮して特に承認するときは、この限りでない。

(卒業認定証書及び単位修得証明書の交付)

第十四条 校長は、単位の修得を認定したときは当該生徒に単位認定証書(第二号様式)を、必要に応じて単位修得証明書(第二号様式の二)を交付するものとする。

(卒業証書の授与)

第十五条 校長は、通信教育により高等学校の全課程を修了したと認定した生徒に対しても、卒業証書(第三号様式)を授与しなければならない。

(第五章 職員の組織)

(専任職員)

第十六条 実施校には、通信教育を担当する専任の教諭(助教諭及び講師を含む。以下同じ。)その他必要な職員を置くものとする。

2 前項の教諭及び職員の定員は、教育委員会が実施校ごとに別に定める。

（通信教育主事）
第十七条 実施校には、通信教育主事を置く。

2 通信教育主事は、校長の監督を受け通信教育に関する校務をつかかどる。

3 通信教育主事は、通信教育を担当する専任の教諭の中から校長の意見をきいて教育委員会がこれを命ずる。（通信教育指導員）

第十八条 実施校及び協力校に通信教育指導員を置く。

2 通信教育指導員は、校長の命を受け生徒の指導にあたる。

3 通信教育指導員は、通信教育を担当する専任の教諭以外の教諭の中から校長の意見をきいて教育委員会がこれを命ずる。

第六章 入学、併修、転学及び退学等

（入学資格） 第十九条 実施校に入学することのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条の規定に該当する者とする。

（入学志願の手続）

（通信教育主事）

第二十条 実施校に入学しようとする者は、入学志願書（第四号様式）に最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書又は学力を証するに足る書類を添えて、所定の出願期間内に校長に提出しなければならない。

（入学） 第二十一条 生徒の入学は、学年のはじめに校長がこれを許可する。ただし、定員に欠員がある場合において、年度の中途中にこれを補充しようとするときの入学の許可是九月までとする。

2 入学志願者が募集定員を超過したときは、入学者の選抜を行うものとする。

3 前項に掲げる生徒の募集及び入学者の選抜について必要な事項は、別に定める。

4 校長は、第一項の規定により入学を許可したときは、当該入学志願者に入学許可通知書（第五号様式）を交付しなければならない。

（通信教育と定時制の課程との併修） 第二十二条 定時制の課程に在籍する生徒が、当該高等

学校長の許可を得て希望する教科科目の通信教育を受けるようとするときは、当該高等学校の通信教育受講許可書（第六号様式）を校長に提出しなければならない。

2 生徒が校長の許可を得て定時制の課程において希望する教科科目を履修しようとするときは、校長の定期課程履修許可書（第七号様式）を希望先の高等学校長に提出しなければならない。

3 校長又は定期課程の高等学校長は、前二項の規定により願書を受理したときは、選考の上當該生徒の受講又は履修を許可するものとする。

（誓約書）

第二十三条 入学を許可された生徒は、入学後三十日以内に保護者と連署した誓約書（第八号様式）を校長に提出しなければならない。ただし、生徒が成年に達した者（以下「成年者」という。）であるときは、保護者との連署は必要としない。（生徒及び保護者の転居等）

第二十四条 生徒又は保護者が転居若しくは氏名変更したとき又は生徒が死亡したときは、生徒又は保護者は、すみやかにその旨を校長に届け出なければならない。

（転字）

第二十五条 生徒が、他の実施校へ転学しようとするときは、転学願（第九号様式）を校長に提出してその許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の転学願を受理した場合において、その事由が正当であると認めるときはこれを許可し、すみやかに生徒の在学証明書、生徒指導要録写その他必要書類を転学先の校長に送付するものとする。

第二十六条 校長は、他の実施校から転学を希望する生徒があるときは、定員に欠員がある場合に限りこれを許可することができる。

2 前項の転学を希望する生徒は、第二十条に規定する入学志願書を校長に提出してその許可を受けなければならぬ。

3 第一項の規定により校長が生徒の転学を許可したときは、転学前の校長にその旨を通知するものとする。

(休学)

第二十七条 生徒が病気その他特別の事由により休学しようとするときは、休学願(第十号様式)に医師の診断書又はこれを証するに足る書類を添えて校長に提出してその許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の休学願を受理した場合においてその事由が正当であると認めるときは、三月以上一年以内

の期間でこれを許可することができる。ただし、特別の事由により校長が特に事情やむを得ないと認めたときは、この限りでない。

3 前二項の規定により休学を許可された生徒が、休学期間満了後三月を経過しても所要の復学措置又は休学期間の延長措置を講じないと、校長は、当該生徒を除籍することができる。

第二十八条 休学中の生徒が復学しようとするときは、

(復学)

復学願(第十号様式)を校長に提出してその許可を受けなければならない。

(退学)

第二十九条 生徒は、病気その他の事由により退学しようとするとときは、保護者と連署した退学願(第十一号様式)を校長に提出してその許可を受けなければならぬ。ただし、生徒が成年者である場合には、保護者の連署は必要としない。

(転籍)

第三十条 生徒が全日制の課程又は定時制の課程に転籍しようとするとき、全日制の課程又は定時制の課程に在籍する生徒が通信教育の課程に転籍しようとするときは、転籍願(第十二号様式)をそれぞれ転籍先の校長又は高等学校校長に提出してその許可を受けなければならない。

2 校長又は全日制課程若しくは定時制課程の高等学校長は、欠員のある場合に限り当該生徒の履修単位に応じて相当学年に転籍を許可することができる。

第七章 受講料、入学料その他の費用徴収

(受講料及び入学料等)

第三十一条 通信教育の受講料及び入学料の徴収については、鳥取県通信教育受講料徴収条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第三十号)及び通信教育入学料徴収条例(昭和二十三年三月鳥取県条例第二十号)の定めるところによる。

2 実施校の入学志願者に対しては、入学選抜手数料は、これを徴収しない。

(費用徴収)

第三十二条 校長は、通信教育の運営上必要があると認めるとときは、生徒から費用を徴収することができる。

第八章 賞 帰

(表彰)

第三十三条 校長は、人物及び学業成績が優秀であり、又は善行のあつた者で一般生徒の模範となる生徒があると認めるときは、これを表彰することができる。

(懲戒)

第三十四条 校長は、教育上必要があると認めたときは、その事情によつて生徒に訓告、停学及び退学の懲戒を行なうことができる。ただし、退学は、次の各号の一に該当する場合に限るものとする。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 学校の秩序を乱しその他生徒の本分に反した者

(賠償)

第三十五条 校長は、生徒が学校の施設及び備品等をき損又は亡失したときは、その情状によりその損害額の全部若しくは一部を賠償させることができる。

第九章 雜 則

(宿泊施設)

第三十六条 校長は、実施校、協力校その他教育上適切な場所において面接指導を行う場合、遠隔地から出席する生徒の学習の便宜をはかるため必要に応じて宿泊の準備を行なうものとする。

(委任)

第一号様式						
外國語	家庭	商業	農業	保健体育		
英語	家政 家庭 経営 營業	被服 一般 物販	農業 一般 經營	体育 保健		
					二四 五六	九二
					五五 四五 四四	五一

学習報告書延期願
左記の事由により学習報告書の提出を延期したいので、許可してくださるようお願いいたします。

一事由記
二教科科目
三延定期間
年月日
鳥取県立高等学校長殿 氏名

第二号様式

第二号様式						
単位認定証書				氏名		
教科科目	年	月	日	生	年	月

右の者は本校通信教育により高等学校の頭書科目を修了し認定考査に合格したので単位を認定する

年月日
鳥取県立高等学校長 氏名

第三十七条 この規則の施行に關し必要な事項は、校長が定める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に指定されている協力校及び從前の例により行われた職員の任免、教育課程その他の手続処分等は、それぞれこの規則の各相當規定により行われたものとみなす。

別表一

高等学校西	実施校の名称、位置、生徒定員及び実施区域
地丁鳥取市一東二町二番	定生員徒
二五〇	市、郡名
東倉氣岩八島 伯吉高美頭 郡市郡市	通信用教育の実施区域
羽三 町合朝ノリ 町町 泊閑村 金町 東	全 域 町、村 名

別表二

高等子学校東	国語	数学	社会	教科	履修教科、科目及び単位数
三米子市勝田町	漢国語	人世日社文界本地理史会	文語語(乙)	科	科目
三五〇	三二一	六又は三 三又は五	五五五五	二二一 六六〇	単位数
日境西米子 野港伯市郡市					
東伯郡 赤堺町 大榮町 北東伯町					

第四号様式

受理
番号

通信教育入学(転学)志願書

志願者	氏所 (ふりがな)	生年月日	男女別
	本籍		
	現住所		
	職業 (具体的に記入)		
保護者	氏名	志願者との続柄	
	現住所		
	職業 (具体的に記入)		
	学校名		年月日
志願者の学歴 (小学校卒業) (以降)			
志願者の職歴	職歴	年月日	発令庁、その他
受講希望科目 自	教科	科目	摘要要
事由			
私は御校の通信教育に入学(転学)したいので保護者と連署してお願いいたします。			
昭和 年月日			
志願者氏名		印	
保護者氏名		印	
鳥取県立 高等学校長殿			

第二号様式の二

単位修得証明書

教科科目	年月日

右の者は本校通信教育により頭書のとおり教科科目の単位を修得したことを証する

第号	鳥取県立高等学校長
	印

第三号様式

卒業証書

割印	昭和年月日	氏名	年月日生

高等学校の

課程を修了したことを証する

第号	鳥取県立高等学校長
	印

高等学校の

課程を修了したことを証する

昭和 年 月 日	教 科 目	第七号様式
記		定時制課程履修許可書
氏名 年 月 日		
生		
右の者に定時制課程の左記教科科目の履修を許可する。		

鳥取県立 高等学校長 印	昭和 年 月 日	第八号様式
記		収入印紙
年 月 日		誓約書
私は、御校の通信教育生徒として入学しました上は、校則を守り、専心勉学し、生徒としての本分にそむかないことを誓約いたします。		
前書のとおり誓約を願守させることは勿論本人の在学中にある一切の責任をお受けいたします。	現住所 生徒氏名 保証者氏名 現業所 印	印

昭和 年 月 日	鳥取県立 高等学校長 印	氏名 年 月 日	受講教科 科目 印
記			

鳥取県立 高等学校長 印	昭和 年 月 日	第六号様式
記		通信教育受講許可書
科 課程第 学年 年 月 日		科 科目 印
右の者に通信教育の左記教科科目の受講を許可する。		

第九号様式

転学願

休学(復学)願

このたび左記のとおり転学したいと思いますので、許可して
くださいようお願いいたします。

記

- 一 事由
二 転学先の高等学校名
三 転学希望年月日

昭和 年 月 日

氏名

印

鳥取県立 高等学校長殿

第十号様式

休学(復学)願

このたび左記のとおり休学(復学)したいと思いますので、
許可してくださいようお願いいたします。

記

- 一 事由
二 休学(復学)期間

昭和 年 月 日

氏名

印

鳥取県立 高等学校長殿

第十一号様式

退学願

このたび左記のとおり退学したいと思いますので、許可して
くださいよう保護者と連署してお願いいたします。

記

- 一 事由
二 退学希望年月日

昭和 年 月 日

生徒氏名

保護者氏名

印 印

鳥取県立 高等学校長殿

第十二号様式

転籍願

このたび左記のとおり転籍したいと思いますので、許可して
くださいようお願いいたします。

記

- 一 事由
二 希望課程及び希望学年

昭和 年 月 日

氏名

印

鳥取県立 高等学校長殿

昭和34年10月20日 火曜日 鳥取県公報(号外)第44号 18

図書館設置、廃止及び設置者変更報告(届出)規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者

井 上 健 治

鳥取県教育委員会規則第九号

図書館設置、廃止及び設置者変更報告(届出)規則等の一部を改正する規則

第一条 図書館設置、廃止及び設置者変更報告(届出)規則(昭和二十五年八月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「図書館設置報告について」を「図書館設置について(報告)」に、「建坪」を「建面積」に、「年齢を附記し、両者共教職員適格審査に適格せる旨明示すること。」を「年齢を附記すること。」に、第二号様式中「図書館廃止報告について」を「図書館廃止について(報告)」に、第三号様式中「図書館設置者変更報告について」を「図書館設置者変更について(報告)」に改める。

第二号様式中「公民館設置報告について」を「公民館設置について(報告)」に、「建坪」を「建面積」に、「住所を附記し、両者共教職員適格審査に適格せる旨明示すること。」を「住所を附記すること。」に、第二号様式中「公民館廃止報告について」を「公民館廃止について(報告)」に、第三号様式中「公民館設置届出について」を「公民館設置について(届出)」に、第四号様式中「公民館廃止届出について」を「公民館廃止について(届出)」に、第五号様式中「公民館廃止について(届出)」に改める。

館設置者変更届出について」を「公民館設置者変更について(届出)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県教育委員会職員健康管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者

鳥取県教育委員会規則第十号

鳥取県教育委員会職員健康管理規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会職員健康管理規則(昭和三十一年一月鳥取県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条 この規則で職員とは、県教育委員会の事務部局

井 上 健 治

(災害発生の報告)

19 昭和34年10月20日 火曜日 鳥取県公報(号外)第44号

の職員並びに県立学校教職員及び県費負担教職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校医公務災害補償に関する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者

鳥取県教育委員会規則第十一号

学校医公務災害補償に関する規則

第一条 この規則は、学校医公務災害補償に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号。以下「条例」という。)第十七条の規定により、必要な事項を定めることを目的とする。

00312

- 第二条 県立学校及び市町村立の小学校及び中学校の校長は、その学校の学校医について、公務に基くと認められる災害（公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号。以下「法」という。）第二条に規定する「災害」をいう。以下同じ。）が発生したときは、実施機関（条例第二条に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対して、すみやかに、別記第一号様式により、その旨を報告しなければならない。
- （認定及び通知）
- 第三条 実施機関は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、補償を受けるべき者に対し、すみやかに、書面又は口頭で条例第三条の規定による通知をしなければならない。
- （補償請求の手続き）
- 第四条 法及び条例の規定により、補償を受けようとする者は、次の各号に定める区分により補償の請求書を、
- 一 死亡診断書、死体検案書、検視調書その他の死亡を証明することのできる書類又はその写
 - 二 遺族補償を受けるべき者の氏名、本籍及び学校医との続柄又は関係に関する市町村長の発行する証明書（戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本をもつて代えることを妨げない。）
 - 三 遺族補償を受けるべき者が婚姻の届出をしないが、学校医の死亡当時事実上婚姻と同様の事情であつたときは、条例第十条に規定する先順位者のないこととを証明することができる書類
 - 四 遺族補償をうけるべき者が配偶者以外の者であるときは、条例第十条に規定する先順位者のないこととを証明することができる書類
 - 五 遺族補償を受けるべき者が条例第十条第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であるときは、学校医の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類

- （遺族補償を受けるべき者が条例第十条第三項に規定する特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類）
- 1 遺族補償を受けるべき者が条例第十条第三項に規定する特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類
 - 2 打切補償請求書には、療養の経過、症状、なおるまでの見込期間等に関する医師の意見書を添付するものとする。
 - 3 打切補償請求書には、療養の経過、症状、なおるまでの見込期間等に関する医師の意見書を添付するものとする。
- （補償の支給方法）
- 第五条 実施機関は、前条の規定による補償の請求書を受理したときは、これを審査し、補償金額の決定を行い、すみやかに、請求者に対して、その支給に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。
- 第六条 実施機関は、療養補償として支給する費用及び休業補償については、毎月一回以上支給するようになければならない。
- 第七条 条例第十四条に規定する補償の分割支給する場合には、実施機関は、補償を受けるべき者に対し、分割支給に関する証書（別記第六号様式）を交付しなければならない。

- 学校医の所属学校の校長を経由して実施機関に提出しなければならない。ただし、条例第六条第二項の規定により指定医療又は指定薬局において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。
- 一 療養補償の請求については、療養補償請求書（歯科以外の療養にあつては別記第二号様式一、歯科の療養にあつては別記第二号様式二）
- 二 休業補償の請求については、休業補償請求書（別記第三号様式）
- 三 障害補償の請求については、障害補償請求書（別記第四号様式）
- 四 遺族補償の請求については、遺族補償請求書（別記第五号様式）
- 五 葬祭補償の請求については、葬祭補償請求書（別記第四号様式）
- 六 打切補償の請求については、打切補償請求書（別記第五号様式）
- 記録
- 2 遺族補償の請求書には、次に掲げる書類を添付する

2 補償の分割支給を受ける者は、毎回その支給を受け
るときにおいて、前項の規定によつて交付された証書
を実施機関に提出し、所要事項の記入を受けなければ
ならない。

3 補償の分割支給は、毎年、はじめてその支給を行つ
た月に応する月に行う。

(法第七条の協議)

第八条 法第七条の規定による協議は、次の表の上欄に
掲げる事項について同表の当該中欄に掲げる場合に、同
表の当該下欄に掲げる事項を記載した書面をもつてし
なければならない。

上 欄	中 欄	下 欄
公務上の災害であるか どうかの認定	第三条の規定によりそ の災害が公務上のもの であると認定しようと するとき。	一 災害を受けた学校医の氏名、年齢及び職業並びに所属学校の名称及び 位置をとするべき者の氏名及び住所並びに災害を受けた学校医との統 柄又は関係
補償金額の決定	第五条の規定により補 償金額の決定をしよう とするとき。	二 補償を受けるべき者の氏名及び住所並びに災害を受けた学校医との統 柄又は関係
	第六条の規定により補 償金額の決定をしよう とするとき。	三 災害発生の場所及び日時 傷病名(未定の場合には、疑われる傷病名)傷病の部位及びその程度 医師の意見、当該災害を受ける前ににおける最近の健康診断の記録、剖 検記録等その災害が公務上のものであるかどうかを認定するために参考となる事項
	第七条の規定により補 償金額の決定をしよう とするとき。	四 災害発生の状況及び原因 公務上の災害と認められる理由
	第八条の規定により補 償金額の決定をしよう とするとき。	五 災害発生の状況及び原因 公務上の災害と認められる理由
	第九条の規定により補 償金額の決定をしよう とするとき。	六 災害発生の状況及び原因 公務上の災害と認められる理由
	第十条の規定により補 償金額の決定をしよう とするとき。	七 災害発生の状況及び原因 公務上の災害と認められる理由

(法令等の周知)

第九条 実施機関は、法、条例及びこの規則の要旨並びに指定医療機関及び指定薬局の名称及び所在地を、揭示その他の適切な方法によつて、学校医に周知しなければならぬ。

(学校の長の助力及び証明)

第十条 法及び条例の規定により補償を受けるべき者が、事故その他の理由により補償の請求に必要な手続を行うことが困難であるときは、学校医の所属学校の校長は、これに必要な助力を与えるものとする。

2 学校医の所属学校の校長は、法及び条例の規定により補償を受けるべき者の要求に応じ、すみやかに必要な証明をしなければならない。

(災害補償記録簿)

第十一条 実施機関は、学校医公務災害補償記録簿(別記第七号様式)を備え、補償を行つた場合その他必要があるときは、これに所要事項を記録しなければならない。

(書類の保存)

第十二条 実施機関は、補償に関する書類をその完結の日から起算して五年間保存しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、法の施行の日から適用する。

第一号様式

学校医公務災害報告書

(実施機關)

殿 報告年月日 昭和 年 月 日

下記のとおり公務に基くと認められる災害が発生したので報告します。

所属学校の名稱及び位置	医師としての経験年数	学校医の氏名、年令、年月日	市町村	学校長印
補償を受けるべき者の住所及び氏名	医師としての経験年数	学校医との続柄又は関係	市町村	学校長印

1 傷病名、傷病の部位及びその程度

2 災害発生の場所及び日時

昭和 年 月 日 時頃

3 災害発生の状況とその原因

医師の意見、最近の健康診断の記録、剖検記録、公務上のものであるかどうかを認定するための参考となる事項

5 公務上の災害と認められる理由

第二号様式の一 学校医公務災害補償請求書

(実施機關)	殿	請求年月日	回目(同一傷病についての請求回数)
学校医の所属学校名	医師としての経験年数	氏名及び年令	年月日
性 別	男 女	傷病又は発病年月日	昭和 年 月 日 時ごろ

下記の療養補償を請求します。

性 別	男 女	傷病又は発病年月日	昭和 年 月 日 時ごろ	※公務上疾患細分番号
傷病名、傷病の部位及びその程度				

傷病の経過 昭和 年 月 日 治 ゆ 死 亡 転 医 現在継続中

入院、看護、附添、移勤又は物理的治療をしたときは、その必要のあつた事由と状況等。なる、移送についてはその方法。

療養費	初 診	及 び	摘 要	金 額
搬 携	初 診	及 び	摘要	金 額
往 診	往 診	及 び	摘要	金 額
片 道	片 道	及 び	摘要	金 額

理 治 手 段	種 類	回 数	料 金
薬 治	回 数	回	金 額
理 治	回 数	回	金 額
手 段	回 数	回	金 額
そ の 他	回 数	回	金 額

物理的療法(種類)

入 院 料	昭 和 年 月 日 か ら 日 ま で	日 間	合 計

00317

昭和34年10月20日 火曜日 鳥取県公報(号外)第44号 26

27 昭和34年10月20日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第44号

00318

上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。

上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。						
昭和 年 月 日			療養機関の 名前及び氏名			
看護料	昭和 年 月	日から 日まで	日間	看護婦	附添婦	円
移送費	区間	から	まで	片道 往復	料 金	
上記以外の療養費(内訳別紙領收書 枚とのおり)						
※受理年月日	※決定年月日	※支払年月日	療養補償請求金額	総計		

備考

- 1 請求者は※印の欄は記入しないこと。
 - 2 「医師の証明」の欄は、その記入に代えて同様事項を記載した医師の証明書を添付してよい。
 - 3 「看護料」及び「移送費」及び「上記以外の療養費」については、費用の領収書及び明細書を添付すること。
 - 4 「上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事を含まない場合の食事料及び療養に必要な治療材料等の費用を記載し、その費用の領収書および内訳書を添付すること。
 - 5 「療養費の区分、摘要および金額」は、医師等がまだその料金を受取らない場合においても記載すること。
事故又は疾病について、公務上の災害であるとの認定が困難と認められるものについては、事故又は疾病の発生の原因及びその状況を詳細に記載した書類を添付すること。

第二号様式の二									
学校医公務災害補償請求書 (歯科用)									
(実施機關)		殿		請求年月日		昭和 年 月 日			
下記の療養補償を請求します。		請求者の住所							
学校医の所属 学級		及び 氏名		医師としての 経験と年数		氏名及び 生年月日		年 月 日生	
性 別	男 女	負傷又は発病 年月日	昭和 年 月 日	時ごろ		※公務上疾病 細分番号			
傷病名、傷病の部位及びその程度									
傷病の経過 年 月 日 治 ゆ 死 亡 転 医 現在療養施設中									
初 診	昭和 年 月 日	診断によつて傷病の 発生が確定された日	昭和 年 月 日	入院	入院				
診療の期間	昭和 年 月 日から	昭和 年 月 日まで							
右  下 									

昭和34年10月20日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第44号 28

29 昭和34年10月20日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第44号

00320

入院、看護、附添、移送したときは、その必要のあつた事由症状等、なお移送についてはその方法。

区 分 及 び 痛 要						金額
初 診	昭 和 年 月 日					
往 診	片 道 料 料 回					
薬 料						
治 療 料						
注 料						
射 疎 (硬)						
充 ん						
て 料						
イ ピ						
補 つ						
て 料						
手 料						
術 料						
処 置						
そ の 他						
			合 計			
上記事項は、事實と相違ないことを証明します。 療養機関の 住 所 昭 和 年 月 日 佳 名 称 看 護 料 昭 和 年 月 日 ま で 看護婦 附添婦 移 送 料 昭 和 年 月 日 ま で 片 道 料 料 回	職名及び氏名	(印)				

上記以外の療養費(内訳別紙領收書 枚のとおり)						療養補償請求金額総計
※受理年月日 ※決定年月日 ※支払年月日 ※ノ.						

(備考)

- ※印の欄には、記載することを要しない。
- 「その他の移費」の欄には、特殊な移送方法及びそれに要した金額を記載すること。
- 「看護料」「移送費」及び「上記以外の療養費」については、費用の領收書及び明細書を添付すること。
- 事故又は疾病について公務上の災害であることの認定が困難と認められるものについては、事故又は疾病の発生の原因及びその状況を詳細に記載した書類を添付すること。

(裏)

面)

00321

昭和34年10月20日 火曜日 島取県公報第44号(号外)

31 昭和34年10月20日 火曜日 島取県公報第44号(号外)

第三号様式

学校医公務災害補償請求書

(実施機関)

下記の休業補償を請求します。

所屬学校		職員としての年数		氏名及び生年月日		昭和年月日		回目(同一傷病についての請求回数)	
名	姓	賃	請求者の住所	請求年月日	昭和年月日	月	日	月	日
※業務上の疾病 細分番号		賃傷又は発病月日	昭和年月日	年	月	日	性別	男	女
△休業のため休業した日期	昭和年月日まで	日間のうち	収入を得なかつた日	日間					
△上記事項は、事実と相違ないことを証明します。 昭和年月日							所屬学校長氏名		
△傷病名、傷病の部位及びその程度							△療養のため業務に従事できなかつたと認められる期間	昭和年月日からまで	
△傷病の経過の概要	昭和年月日	治癒、死亡、転医、現在継続中	上記の期間における診療日数						日
△上記の者は、上記の傷病により、上記期間中療養のため業務に従事することができなかつたものと認めます。 △かつた期間のうち、収入のない日数	日	1日当たりの休業補償額の額	補償基礎額 × 60 / 100 =	円	休業補償請求金額	円	△医師の意見	△医師の意見	
※受理年月日	※決定年月日	※支払年月日	※支払年月日	※支払年月日	※支払年月日	※支払年月日	※支払年月日	※支払年月日	※支払年月日

備考 1 請求者は、※印の欄は記入しないこと。

2 第二回以後の請求の場合における△印欄の記載については、前回の請求後の分について記載すること。

00322

第四号様式 学校医公務災害補償請求書

実施機関

障害切補償請求書

賃

下記の障害補償を請求します。

請求年月日

昭和年月日

日

所の属する学校

医師としての年数

氏名及び生年月日

年

月

日

備考 1 請求者は、※印欄では記入しないこと。
 2 障害状況(打切補償の場合は現在)の詳細(図で示すことが出来れば圖解する)
 3 打切補償を請求するときは、△印には記入しないこと。又障害補償を請求する場合には、○印には記入しないこと。

第六号様式

補償分割支給証書				
受診者の氏名	年	月	日	
受診者の住所				
遺族補償金額 障害	円			
分割支給金額	円			
分割支給開始 年 月 日	昭和	年	月	日
支給月	毎年	月		
学校医公務災害補償に関する条例第 十四条の規定により上記のとおり分 割支給を行ふ。				
昭和 年 月 日				
(実施機関の所属長職氏名)				

回数	支給年月日	支給金額	当務者印
1	昭和 年 月 日	円	
2	昭和 年 月 日	円	
3	昭和 年 月 日	円	
4	昭和 年 月 日	円	
5	昭和 年 月 日	円	
6	昭和 年 月 日	円	

注意

- 1 この証は、分割支給を受けるとき
必要ですから大切に保存してください。
- 2 分割支給は、毎年、はじめてその
支給を受けた月に応ずる月に支給さ
れることになりますから、支給
月が来たときは、すみやかにこの証
書を実施機関に持参して分割支給の
請求をしてください。
- 3 この証書は、分割支給が終了した
とき、実施機関にお返しください。

第五号様式

学校 医 公 務 災 害 补 償
遺 族 表 捲 付 補 償 請 求 書

(実施機関)

下記の葬祭補償を請求します。	・	般	
学校医の所属学校 名	医師としての 経験年数	死亡者氏名及 び生年月日	請求年月日 昭和 年 月 日
* ※ 嘱託補償の 申請又は 発病年 月 日	性 別	男	女
嘱託補償を受けるべき 年	死亡年月日	昭和 年 月 日	死亡年月日 昭和 年 月 日
嘱託補償の 申請又は 発病年 月 日	所屬学校長氏名	④	
嘱託補償を受けるべき 年	死亡者との 続柄及び生計上の 関係	各人の受けるべき遺族補償の金額	添付書類の表示
嘱託補償の 申請又は 発病年 月 日	(記入欄)	⑤	
(計 人)	×分割払希望	○葬祭補償を受けるべき者の氏名及び死亡者との 続柄又は関係	
遺族補償請求金額	円		

備考

- 1 請求者は、※印には記入しないこと。
嘱託補償の請求者と葬祭補償の請求者の異なる場合には、別紙に請求書を作成すること。
- 2 嘱託補償を請求する場合には、△印の事項については記載しないこと。又遺族補償を請求する場合には、○印の事項については記載しないこと。
- 3 ○印の事項については記載しないこと。
- 4 遺族補償を請求する場合には、×印には記入しないこと。

第七号様式

M.

災害補償記録簿

認定年月日	災害年月日	支弁経費	款項	目	費支弁
氏名、生年月日及び性別	年月日生男女	傷病名及び傷病部位			
学校医の所属学校名		負傷又は発病年月日	年月日		
職名		治ゆ年月日	年月日		
災害発生状況とその原因		死亡年月日	年月日	重過失の有無	有無
		負傷、疾病の経過			
		年月:			

昭和34年10月20日 第44号
発行者：鳥取県鳥取市東町
取扱所：鳥取市東町
監理者：鳥取県田舎館郡